

関東信越税理士会 熊谷支部 8月例会次第

日時 平成25年8月7日(水)後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 6月13日(木)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 6月13日(木)	支部第33回定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 6月18日(火)	本会総会	於	パレスホテル大宮
(4) 6月24日(月)	熊谷青色申告会通常代議員総会	於	マロウドイン熊谷
(5) 6月26日(水)	日本政策金融公庫との金融懇談会	於	満る岡
(6) 7月4日(木)	記帳指導説明会	於	熊谷税務署
(7) 7月16日(火)	県連総会	於	パレスホテル大宮
(8) 7月16・17日	黒瀬進会員 通夜・告別式	於	アグリホール寄居
(9) 7月19日(水)	女性部会	於	吉田・櫻井税理士法人
(10) 7月31日(水)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(11) 7月31日(水)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(12) 8月7日(水)	支部電子申告推進特別委員会	於	ホテルガーデンパレス
(13) 8月7日(水)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 8月7日(水)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 支部納涼会

日時 8月7日(水)午後5時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 総会反省会及び熊谷地域提携企業懇話会

日時 8月7日(水)午後6時40分～

場所 ホテルガーデンパレス 山水

(4) 県連支部長会

日時 8月9日(金)午後3時00分～

場所 埼玉県税理士会館

(5) 大里地区委員会

日時 8月12日(月)午後6時00分～

場所 富義

(6) 南部地区委員会

日時 8月12日(月)午後6時30分～

場所 廣川

(7) 北部地区委員会

日時 8月19日(月)午後6時00分～

場所 満る岡

(8) 深谷地区委員会

日時 8月22日(木)午後6時00分～

場所 きんとう旅館

(9) 西部地区委員会

日時 8月23日(金)午後6時30分～

場所 まんまる

(10) 中央地区委員会

日時 8月27日(火)午後6時30分～

場所 いづみ寿司

(11) 東部地区委員会

日時 8月29日(木)午後6時30分～

場所 徳樹庵

- (12) 正副支部長・署との協議会
日時 9月2日(月)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (13) 正副支部長・地域長会議
日時 9月2日(月)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (14) 三者懇談会
日時 9月9日(月)午後12時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (15) 歩け歩け大会
日時 9月13日(金)午前7時集合(予定)
場所 秩父札所めぐり
- (16) 県連ソフトボール大会
日時 10月10日(木) (予備日 10月25日(金))
場所 大宮けんぼグラウンド
- (17) 東京一日研修
日時 11月14日(木)
場所 議員会館・東京スカイツリー見学(予定)

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

本田 章 (平成25年6月25日登録 税務支援対策部所属)

〒366-0041 深谷市東方3768-2

TEL・FAX 048-577-4177

櫻澤 敦 (平成25年7月24日登録 広報部・青年部所属)

〒360-0012 熊谷市上之2068 高橋勤二税理士事務所

TEL 048-525-3500 FAX 048-525-3501

井田幸子 (平成25年7月24日登録 研修部・女性部所属)

〒360-0203 熊谷市弥藤吾1483-1

TEL 048-588-0572

転入

栗林昭人 (平成25年7月11日 館林支部より転入 福祉共済部・青年部所属)

〒360-0803 熊谷市柿沼726-7

TEL 048-577-5876 FAX 048-577-5876

6. 次回例会予定

日時 9月9日(月) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

支部研修

日時 9月9日(月) 午前11時00分～12時30分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 成年後見人の実務

講師 税理士 武田 靖氏

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 総会議案書訂正版も掲載してあります。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成25年8月7日現在)

9月例会	9月	9日(月)午前	9時30分～
10月例会	10月	7日(月)午前	9時30分～
11月例会	11月	6日(水)午前	10時30分～
12月例会	12月	5日(木)午後	4時00分～
1月例会	1月	14日(火)午前	9時30分～
2月例会	2月	7日(金)午前	9時30分～
3月例会	3月	28日(金)午後	4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

歩け歩け大会予定表（秩父先達会ガイドと巡る秩父札所めぐり）

日程 平成25年9月13日（金曜日） 日帰り

場所 秩父札所巡り（1番～5番）

服装 軽装（歩ける格好）

参加費 5,000円（当日受付します）

食事 昼食：手打ちそば武蔵屋 夕食：ゆの宿和どう

その他 御朱印帳は参加者全員にお渡しします。

ゆの宿和どう入浴時のレンタル 浴衣525円、フェイスタオル315円（買取）、バスタオル210円は各自のご負担でお願いいたします。

行程表	
午前	午後
7:40 熊谷駅南口集合出発	13:00 3番札所 常泉寺 20～30分散策
}	}
バス移動	バス移動 10分
}	}
8:10 深谷駅北口集合出発	4番札所 金昌寺 20～30分散策
}	}
バス移動（寄居皆野有料道路）	歩き（2km程度） 30分
}	}
9:30 巡礼開始	5番札所 長興寺 20～30分散策
1番札所 四萬部寺 20～30分散策	16:30 巡礼終了
}	}
バス移動 10分	バス移動 15分
}	}
2番札所 真福寺 20～30分散策	16:45 ゆの宿和どう到着
}	}（入浴・夕食2時間程度）
バス移動 10分	18:45 ゆの宿和どう出発
}	}
11:30 昼食 手打ちそば武蔵屋	バス移動（寄居皆野有料道路）
	}
13時頃まで昼食休憩	20:00 深谷駅着 その後熊谷駅へ

< 研修部資料 >

いつまでに？	平成 26 年 4 月末日までに
何を？	平成 25 年度の研修受講履歴を
どのように？	平成 25 年度の受講履歴を確認し どのように？
	(1) 関東信越税理士会ホームページ (http://www.kzei.or.jp/) の会員専用ページにある「研修受講システム」で受講履歴を確認する。
	どのように？
	(1) 関東信越税理士会ホームページの会員専用ページにアクセス→ID・パスワードともに kzei0223
	(2) 「研修・講座 eラーニングはこちら」をクリック
	(3) eラーニング受付システム画面で ID・パスワードを入力 → ID・パスワードは個別に設定し、関東信越税理士会に新規登録する。 ※登録画面にそって入力していく。問合先 関東信越税理士会 佐藤洋介氏 (tel 048-643-1661)
	(2) 研修自己管理カード
	どこにある？
	県連マンスリー7月号に掲載 県連ホームページ (http://www.saizei.or.jp/index.html) の会員専用ページに掲載 → ID は member パスワードは skenren3111.
	受講履歴に誤りや不足がないか確認し
	なぜ確認しなければならぬか？
	研修受講システムで受講管理をしている会員については、研修受講カードで受け付けていない研修の受講記録は、会員自らが研修受講システムにアクセスして入力しなければならないため。
	その履歴を印刷して(研修自己管理カードで受講を記録している場合は、そのカードの写しを)
どこに提出する？	支部事務局に提出する

日時 平成 25 年 8 月 7 日 (水)
16 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの協議会連絡事項等

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

担当については、別添 1 「平成 25 年度 熊谷署職員名簿」のとおり

(2) e-Tax の普及・拡大について

(総務課)

(3) 熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について

(総務課)

別添 2 「熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について」のとおり

(4) 期限内納付等について

(管理運営部門)

- イ 消費税等納付チェック表の提出
別添3「消費税等納付チェック表」参照
- ロ ダイレクト納付の利用
別添4「国税の納付には「ダイレクト納付」が便利です！」参照
別添5「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」参照
- ハ 物納許可事務の広域運営
浦和署⇒納税専門官
国税局⇒納税管理官

(5) 個人事業者の消費税中間申告について

(管理運営部門)

- ・ 申告書の発送日 7月26日(金)
- ・ 申告及び納付期限 9月2日(月)
- ・ 振替日 9月27日(金)

(6) 取引等に関する資料の提出依頼について

(管理運営部門)

- ・ 依頼文発送日 7月31日(水)
- ・ 提出期限 9月3日(火)

なお、提出に当たっては、同封されている返信用封筒をご利用ください。

光ディスク等で提出の場合、正・副1枚ずつ作成して同封願います。

ご不明な点がありましたら、管理運営第二部門(048-521-7807)までご連絡ください。

(7) 納税証明書の交付請求に係る本人確認方法の変更について

(管理運営部門)

別添6「平成25年7月から、納税証明書請求時の本人確認方法が変わります」参照

(8) 確定申告が必要と見込まれる者及び確定申告に誤りがあると認められる者に対する見直し確認等を求める文書の送付について

(個人課税部門)

- ・ 文書送付予定日 8月16日(金)
- ・ 対象者数 現在、集約中
- ・ 来署者対応日 8月26日(月)から28日(水)
- ・ 来署者対応場所 熊谷税務署 別館2階会議室

(9) 特定路線価設定申出書及び個別評価申出書の提出先について (資産課税部門)

5 県税事務所からの連絡事項

個人住民税における給与からの特税徴収による納付について

別添7「個人住民税について、平成27年度給与支払者への特別徴収義務者の指定を徹底します！」参照

添付書類

- 1 「平成25年度 熊谷署職員名簿」 (総務課)
- 2 「熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について」 (総務課)
- 3 「消費税等納付チェック表」 (管理運営部門)
- 4 「国税の納付には「ダイレクト納付」が便利です！」 (管理運営部門)
- 5 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」 (管理運営部門)
- 6 「平成25年7月から、納税証明書交付請求時の本人確認方法が変わります」 (管理運営部門)
- 7 「個人住民税について、平成27年度給与支払者への特別徴収義務者の指定を徹底します！」 (県税事務所)

熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について

【管理運営・徴収関係】

- 高崎税務署 評価公売専門官（公売関係）
- 浦和税務署 納税専門官（物納許可関係）

【個人課税・資産課税・法人課税共通関係】

- 大宮税務署 特別国税調査官（総合調査担当・開発調査担当）
- 大宮税務署 国際税務専門官（所得担当・資産担当・法人担当）

【個人課税関係】

- 浦和税務署 情報技術専門官（所得担当）

【資産課税関係】

- 大宮税務署 特別国税調査官（資産担当）
- 春日部税務署 評価専門官

【法人課税関係】

- 川越税務署 特別国税調査官（源泉担当）
- 浦和税務署 国際税務専門官（源泉担当）
- 大宮税務署 情報技術専門官（法人担当）
- 大宮税務署 特別調査情報官（広域・連結担当）
- 浦和税務署 法人課税第五部門（諸税担当）

※その他随時併任あり。

消費税等納付チェック表

(関与先の法人・個人について提出してください。) 平成 年 月 日

納 税 者	住 所 (所在地)	市 町			
	氏 名 (名 称)	電話 - -			
	(代表者)		整理番号		
区 分	課税年度	納期限	申告区分	納付すべき税額	
消費税及び 地方消費税		. .	中間・確定	円	
申告所得税		. .	予定・確定	円	
法 人 税		. .	中間・確定	円	
納 付 予 定	<input type="checkbox"/> 納期限までに完納する (<input type="checkbox"/> 振替納税により完納する(個人事業者)) <input type="checkbox"/> 1か月以内に完納する ⇒ (月 日頃) <input type="checkbox"/> 1か月以内の納付困難 ⇒ 税務署の徴収部門で相談するよう 出署希望日 年 月 日 ご指導をお願いします。(電話 048-521-4121)				
振利 替用	個人事業者の振替納税の利用状況 (今回振替依頼書の提出の有無)	消費税及び 地方消費税	<input type="checkbox"/> 利用済 <input type="checkbox"/> 指導済 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	申告 所得税	<input type="checkbox"/> 利用済 <input type="checkbox"/> 指導済 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
参 考	○ 法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税が課されます。 ○ 当該「消費税等納付チェック表」を提出された場合でも、督促状や納税催告書等が送付されます。 ○ 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。				
関東信越税理士会熊谷支部所属			税 理 士		
			電 話	- -	

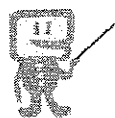
国税の納付には 「ダイレクト納付」が便利です!

是非ご利用ください!

ダイレクト納付とは…

- 事前に税務署にダイレクト納付利用届出書を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な手順で即時または期日を指定して納付することができる納付手段です。
- 税理士の皆様は、電子申告等の代理送信を行った国税について、納税者に代わってダイレクト納付を行うことができます。

◆ ダイレクト納付のメリット



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。
※ 特に利用回数の多い手順に便利です（源泉所得税の毎月納付手続など。）
- ② 納付手続が簡単（電子申告等の送信後、簡単な手続で納付手続が完了）です。
- ③ インターネットバンキングの契約が必要ありません。

◆ 利用可能税目



電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

◆ まずは届出書の提出を!

- e-Taxを利用している方なら、ダイレクト納付利用届出書を税務署又は金融機関に提出しておけば、1か月後にはご利用いただけます。
- 税理士の皆様は、電子申告等の代理送信を行った国税について、納税者の口座番号等を知らなくても、納税者に代わってダイレクト納付を行うことができます。

◆ 利用に当たっての留意事項

- ① 利用可能金融機関及びダイレクト納付利用可能時間については、e-Taxホームページでご確認ください。
※ e-Taxホームページ⇒⇒⇒ www.e-tax.nta.go.jp
- ② ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ③ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

◆ ダイレクト納付の利用手続

① ダイレクト納付利用届出書の提出

- 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ダイレクト納付利用届出書）を作成し、住所地等を所轄する税務署へ書面で提出してください。

※ ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から入手できます。

② ダイレクト納付利用可能のお知らせ

- 税務署と金融機関の登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」が納税者のメッセージボックスへ格納され、その後、ダイレクト納付の利用が可能となります。

※ 利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

③ ダイレクト納付の利用

- 申告等データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知を確認し「ダイレクト納付」をクリックすると、「今すぐに納付する」または「納付日を指定して納付する」を選択できます（納税者と税理士どちらからでも操作できます）。

※ 1 納期限当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定して納付することはできません。

2 ダイレクト納付ボタンの有効期間は、申告等データの送信日から2か月間となります。

(メッセージボックス(抄))

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	〇〇町税務署
利用者識別番号	100XXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	200XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	2009/XX/XX 17:37:XX
年分	平成20年分
種目	所得税
申告納税額 納める税金	31,000円
申告納税額 還付される税金	

ダウンロード(0) 6通知(0) 送付表表示(0) 通知を表示(0) **利外納付(0)** 交付済(0)

戻る(0) 印刷(0) 保存(0)

今すぐに納付する場合

納付方法を選択してください。

今すぐ納付を行う。(A)

納付日を指定して納付を行う。(B)

納付方法を指定してください。
納付日は、原則として納期限までしか指定できません。
納付日は、休日・祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

納付日を指定して納付する場合

納付方法を選択してください。

今すぐ納付を行う。(A)

納付日を指定して納付を行う。(B)

納付方法を指定してください。
納付日は、原則として納期限までしか指定できません。
納付日は、休日・祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

平成 21 年 10 月 07 日

④ 納付状況の確認

- 納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。
- ※ 1 納付できなかった場合、残高不足等の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、必ず納付状況（エラー情報）の確認をお願いします。
- 2 納付日を指定して納付された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

～ e-Taxのご利用時間 ～

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等を除きます。）までとなります。

なお、ご利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

【平成25年6月24日現在】

局所等	銀行	信用組合	銀行		信用組合	
			導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行			
札幌	2	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合	
仙台	11	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行		仙北信用組合	
関東信越	10	4	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行		茨城県信用組合 協栄信用組合 群馬県信用組合 新潟県信用組合	
東京	7	8	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行		あすか信用組合 君津信用組合 青和信用組合 相愛信用組合 第一勧業信用組合 大東京信用組合 都留信用組合 山梨県民信用組合	
金沢	4	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行		岐阜商工信用組合	
名古屋	10	3	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行		愛知県中央信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合	
大阪	7	4	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行		滋賀県信用組合 淡陽信用組合 のぞみ信用組合 兵庫県信用組合	
広島	5	0	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行			広島市信用組合 (7月16日サービス開始予定)
高松	8	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合	
福岡	4	0	十八銀行、親和銀行 西日本シティ銀行、福岡銀行			
熊本	2	0	熊本ファミリー銀行、肥後銀行			
沖縄	2	0	沖縄銀行、琉球銀行			
合計	78	23				

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

【平成25年6月24日現在】

サービス開始済み							導入予定	
県別	信金数	名称					名称	
札幌	23	札幌信用金庫	旭川信用金庫	函館信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫		
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	網走信用金庫	江差信用金庫		
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫		
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫			
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫			
仙台	25	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫		
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫		
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫		
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫		
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫		
関東信越	32	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫
		桐生信用金庫	しなのめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫	長野信用金庫
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫	
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫	
		館林信用金庫	産沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫	
東京	36	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	東京三協信用金庫
		西武信用金庫	三浦藤沢信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫	館山信用金庫
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫	湘南信用金庫
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	胤野川信用金庫	平塚信用金庫	東京東信用金庫
		多摩信用金庫						
金沢	17	富山信用金庫	いしかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫	
		高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	武生信用金庫	敦賀信用金庫	
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫		
名古屋	39	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名信用金庫
		静清信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫	高山信用金庫
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫	豊川信用金庫
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫	
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫	
		鳥田信用金庫	大垣信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫	
大阪	32	京都信用金庫	長浜信用金庫	十三信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	大阪商工信用金庫	奈良信用金庫
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	大阪東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	但馬信用金庫
		播州信用金庫	大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫	
		日新信用金庫	大阪厚生信用金庫	摂津水都信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫	
		滋賀中央信用金庫	大阪市信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	大福信用金庫	
広島	22	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	防府信用金庫	
		米子信用金庫	鳥島中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫	東山口信用金庫	
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	秋山口信用金庫		
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫		
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	幡多信用金庫		
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫			
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫	
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫	
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫	都城信用金庫
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫	
沖縄	1	コザ信用金庫						
合計	261							

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
 2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

平成 25 年 7 月から、 納税証明書交付請求時の 本人確認方法が変わります

税務署では、納税者の皆様の大切な情報を保護するために、納税証明書交付請求時にご提示いただく「本人確認書類」を次のとおり変更します。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 窓口でご提示いただく請求者の「本人確認書類」

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 写真付き住民基本台帳カード ・ 旅券（パスポート） ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真の貼付のない住民基本台帳カード ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 <p>※上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）</p> <p>「※」表示のもののみが2枚以上あってもご本人確認できませんので、ご注意ください。</p>

個人住民税について、平成27年度 給与支払者への特別徴収義務者の指定を徹底します！

概要

県と県内市町村は、個人住民税における給与からの特別徴収による納付について徹底し、平成27年度から原則として給与支払者に特別徴収を義務付ける取組を進めます。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者。
ただし、次の例外を除きます。

＜給与所得者＞

- ① 法令により普通徴収が認められる者（地方税法第321条の3第1項）
 - ・ 4月1日現在で給与の支払を受けていない者
 - ・ 給与の支給期間について1月を超える期間としている者
 - ・ パート・アルバイトなどで、年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の者など
- ② 当面、普通徴収を認める者（以下の給与所得者）
 - ・ 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者
 - ・ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
 - ・ 給与が毎月支給されていない（不定期受給）者
 - ・ 専従者給与が支給されている者
 - ・ 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

＜給与支払者＞

- ① 法令により普通徴収が認められる者（地方税法第321条の4第1項）
 - ・ 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者
- ② 当面、普通徴収を認める者（以下の給与支払者）
 - ・ 総受給者数（他市町村を含む全給与受給者）が2人以下の事業所（総受給者数とは事業所全体の受給者。ただし、上記給与所得者の要件に該当するため、普通徴収を認める者を除く人数とします。）など

円滑に指定するために広報します

この取組を円滑に推進するため、県と県内全市町村で、次のような広報等を行ってまいります。

- ホームページや広報紙などにより事業主に広報します。
- 商工団体など各種団体に協力をお願いしてまいります。
- 市町村が把握している事業主へ指定予告書をお送りします。
- 普通徴収の給与所得者に周知します。

平成27年度には特別徴収となることを踏まえ、
関与先事業主に特別徴収への自主的な切替を促すなど、
税理士の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

この取組全般については県個人県民税対策課 ☎048-830-2647（直通）へ
具体的な手続については市町村の個人住民税担当課へお問い合わせください。